

全国初!

大田区は 特区民泊に 取り組んでいます!

特区民泊の実施を通じて 地域の活性化を図ります

大田区では全国に先駆けて特区民泊^{*}を実施しています! 訪日外国人の増加が著しいなか、積極的に旅行客を受け入れ、地域の活性化を実現していくために、前例に捉われない施策を展開していきます!

※正式名称:大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業



大田区公式PRキャラクター
はねびよん ©大田区

特区民泊 とは?

国の特区制度で規制改革!

宿泊業を行うためには、「旅館業法」の許可が必要です。しかし大田区では「国家戦略特区」という国の規制改革施策を活用し、旅館業法の適用を受けず、区が定める条例で一般の住宅を宿泊業に活用(特区民泊)することが可能になりました。

どうして はじめたの?

増加する訪日外国人旅行客に対応

外国人旅行客の増加に伴い、羽田空港が立地する大田区でも宿泊施設の不足が課題となっています。今後も増え続ける旅行者に対して、「今ある資源をどのように活かしたら良いか」という視点から課題解決を図った結果、特区民泊が生まれました。

どうい うメリッ トがあ るの?

地域の活性化を推進

区内滞在者が増加することで、地域経済の消費喚起やこれに伴う所得・税収増、新たなビジネス・雇用の創出につながると考えています。また「国際都市おおた」を掲げる区にとって、こうした取り組みをシティセールスとして率先して行い、外国人の滞在環境整備だけでなく、区の認知度・イメージアップにもつながると考えています。

安全性への 取り組みは?

ルールに沿って安全・安心を実現

外国人旅行客の受け入れ環境整備と地元住民の皆様への安全・安心を両立するために、区では特区民泊を実施する事業者に対し、次のルールを設けています。

利用開始&利用終了時の
対面等本人確認

近隣住民へ
周知・説明

消防法に合致する
消防設備

緊急時対応(24時間)・
苦情対応の窓口開設



ごみの
適切な処理

特区民泊施設で
あることの表示



外国語による注意事項
(騒音等)の説明



お問い合わせ先は裏面へ



普通の宿泊施設との違いは？

民家ならではの暮らしを体験

広い意味で「民家に泊まること」を民泊と呼びますが、通常のホテル・旅館と比較すれば、より現地の暮らしに近い旅をすることができます。ホテル・旅館のようなサービスはありませんが、自炊をしたり広い部屋でくつろいだり、民家ならではの暮らしを味わえる点が魅力で、海外では一般的な宿泊形態として利用されています。

利用できるのは外国人だけ？

さまざまな目的にも活用！

外国人だけではなく、日本人も利用することができます。また、旅行客の利用だけでなく、住宅という利点を活かし、長期入院患者の外部宿泊訓練やその家族の滞在拠点として使うなど、社会的な機能としての役割も期待されています。

安全・安心な特区民泊実施のために

民泊事業者へ指導

大田区では特区民泊に取り組むとともに、許可や認定を取らずに宿泊業を行っている方へ指導を行っています。この件に関するお問い合わせは、大田区生活衛生課までご連絡ください。



利用者の声

我が家ではないのに、家族だけの気兼ねなさがあり、子ども達は大喜びでした。新しい調理家電が揃っていて、和モダンな部屋のなか、妻も楽しく料理していました。素敵な東京滞在をありがとうございました！



利用者の声

5人家族で利用しましたが、とてもきれいなお部屋で快適に過ごさせてもらいました。オーナーも到着時からいろいろと気遣いをしてくださり、大変充実した旅行になりました。



利用者の声

清潔で、タオル類、洗濯洗剤などもあったので、何も買わず快適に生活できました。長期滞在だったので、浴槽や浴室乾燥機がついていたのも嬉しかったです。また場所も駅から近く、すぐ近くのビジネスホテルでチェックインができたので、とてもスムーズでした。

お問い合わせ先

特区民泊の実施について

大田区生活衛生課
大田区大森西1-12-1大森地域庁舎6F
TEL 03-5764-0693

国家戦略特区について

大田区企画課
大田区蒲田5-13-14本庁舎5F
TEL 03-5744-1735



(大田区HP)

特区民泊について http://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/kokkasenryakutokku/ota_tokkuminpaku.html